

令和３年度 海外展開支援事業費補助金（新型コロナ対策枠）募集要項

1 募集期間

次の日程により、補助事業の募集を行う。

【募集期間】 令和３年７月１９日（月）～８月２０日（金）

2 提出書類

補助金交付要領に規定する内容により、申請書類一式を下記に記載する提出期限までに、郵送又は直接提出すること（提出書類は返却しない）。

なお、申請書類は全てA４サイズ・片面印刷で提出すること。

また、会社案内等事業者の概要がわかるものを６部提出すること。

※緊急やむを得ない事情により補助金の交付決定前に、事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（要綱様式第８号）を提出すること。

※上記に記載している書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。

3 提出期限

令和３年８月２０日（金）午後５時必着

4 審査

提出された書類は、補助金審査要領に基づき次の日程で審査委員会を開催して審査を行い、予算の範囲内で採択者を選定する。

なお、審査委員から事業計画内容等に関する質疑があった場合など、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。

【開催時期】 令和３年９月中旬（予定）

また、審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請者あて通知し、採択となった場合には、事業者名、代表者名、住所、業種、事業内容を公表する。

5 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、申請者は、国や県等が示す感染防止策を遵守することを前提に、事業計画を立案すること。特に、海外との往來を伴う計画の場合は、現地の感染状況等を十分に確認し、その実現可能性を適切に判断すること。

6 その他注意事項

申請にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 事業計画の策定にあたっては、日本貿易振興機構秋田貿易情報センター（以下、「ジェトロ秋田」という。）にあらかじめ相談するよう努めること。また、審査要領第3条に規定するとおり、審査にあたっては、ジェトロ秋田が一定の加点を行うため、事前にヒアリング等を行う場合がある。
- ・ 本事業では、複数年にわたる事業計画を有する案件を重視することとする。提出する事業実施計画書、対象国・都市での海外展開の実績及び今後の事業計画には、実現可能性を考慮しながら、できるだけ具体的な内容を記載すること。
- ・ 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費のみとする。
- ・ 申請後、交付決定日前に発注、支払い等を行った経費は、事前に交付決定前着手届の提出があった場合を除き補助対象経費として計上できない。
- ・ 申請前の問合せについては、書類の書き方等についての質問には答えるが、申請者間での公平性を期すため、事業実施計画の内容に関する意見は控えることとする。